

◎医薬品、医療機器等の品質、有効性

及び安全性の確保等に関する法律の

一部を改正する法律

(平成二六年一月二七日法律第二二二号(衆

一、提案理由(平成二六年一月一日・衆議院本会議)

○渡辺博道君 たいだいま議題となりました各案について申し上げます。

次に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保

等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、近年における危険ドラッグの乱用の状況に鑑み、危険ドラッグによる保健衛生上の危害の発生を防止等を図るため、検査命令及び販売等停止命令の対象の拡大、販売等停止命令の対象となった物品についての販売等の広域的な禁止、広告規制の拡充及びインターネットにおける違法広告についてプロ

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

バイダー等が送信防止措置を講じた場合の損害賠償責任の制限等の措置を講じようとするものであります。

本案は、本日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告

(平成二六年一月一九日)

○丸川珠代君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

次に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保

等に関する法律の一部を改正する法律案は、近年におけるいわゆる危険ドラッグの乱用の状況に鑑み、危険ドラッグによる保健衛生上の危害の発生を防止等を図るため、検査命令及び販売等停止命令の対象の拡大等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律

六〇

渡辺博道君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………(略)……………

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。

○附帯決議(平成二六年一月一八日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、危険ドラッグが覚せい剤や大麻と同等以上の作用を持ち、精神錯乱、死亡等の健康被害、事故等が引き起こされるなど、深刻な社会問題となっている現状に鑑み、危険ドラッグの販売・使用等の更なる実態把握及び調査研究に努めるとともに、インターネット監視体制の充実、関係機関の連携強化を行うこと。

二、危険ドラッグの撲滅に向け、その危険性について一層の周知徹底を行うとともに、取締りのための人員及び予算の確保、簡易鑑定方法の確立等の検査体制の整備の推進を図ること。